

## 多摩川緑地等の新たな利活用による魅力向上等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市新多摩川プランの趣旨に鑑み、川崎市が管理する多摩川緑地や多摩川及びその周辺（以下「多摩川緑地等」という。）において、多様な主体が実施する河川空間の新たな利活用による多摩川緑地等の魅力向上等を行う活動（以下「魅力向上活動」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 新たな利活用

多摩川緑地等において、その特性を活かし、より多くの人々が多摩川を活用したいという市民ニーズに対応するため、多様な主体が行う新たな利活用

#### (2) 多様な主体

第3条第3項に基づき市が認めた企業、教育機関、地域団体等

### (協定)

第3条 市と多様な主体は、本要綱に定めるもののうち必要な事項を確認し、「多摩川緑地等の新たな利活用による魅力向上等に関する協定書」（様式1）を締結する。

2 前項に定める協定の締結期間は1年以上とし、更新ができるものとする。

3 市は、多様な主体が提出する「多摩川緑地等における活動報告等」（様式2）（これまでの活動実績、構成員名簿）を確認し、多摩川プラン等市の施策への寄与等を鑑み、多様な主体と協定を締結する。なお、構成員の代表者又はその代理者は市内に在住又は在勤していること。

### (多様な主体の役割)

第4条 多様な主体が行う魅力向上活動は、以下のとおりとする。

- (1) 魅力向上活動の企画・運営
- (2) 魅力向上活動の広報活動
- (3) 効果的・効率的な魅力向上活動の検討
- (4) その他必要な活動

### (市の役割)

第5条 市は多様な主体が行う魅力向上活動に対し、以下のとおり支援などを行う。

- (1) 魅力向上活動の支援や指導
- (2) 他の魅力向上活動に関する情報の提供
- (3) 効果的・効率的な魅力向上活動の検討支援
- (4) その他必要な活動

### (活動の計画及び報告)

第6条 多様な主体は実施する魅力向上活動について、実施する2カ月前の月末日までに市へ活動

計画書を提出するものとする。

- 2 市は前項の規定に基づく活動計画書により都市公園法に基づく許認可手続き等の支援を行う。
- 3 多様な主体は市に提出した活動計画書に基づき魅力向上活動を実施する。多様な主体の実施する魅力向上活動に関して疑義が生じた場合は、市、多様な主体で協議の上、対応を決定する。
- 4 多様な主体は当該年度の活動報告書を年度末までに市へ提出するものとする。市は提出された活動報告書を確認し、必要な助言等を行うことができる。

(広報活動)

第7条 多様な主体は第4条に基づき魅力向上活動の様子を撮影し、広報活動に努めるものとする。広報活動を行う場合は、被写体の肖像権やプライバシー等に留意するとともに発信内容に関して、市は必要な助言等を行うことができる。

- 2 広報活動をはじめ魅力向上活動の過程において作成される著作物の著作権は、当該著作物を創作した当事者に帰属する。

(協定の解除)

第8条 市は、多様な主体の魅力向上活動が次の各号に該当する場合、協定の解除をすることができる。

- (1) 前各条に定める事項を守らなかったとき。
  - (2) 法令等に違反したとき。
  - (3) その他特別な理由があるとき。
- 2 特別な理由があるときは、市、多様な主体は協議の上、協定の解除をすることができる。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年3月19日から施行する。

## 多摩川緑地等の新たな利活用による魅力向上等に関する協定書

川崎市（以下「甲」という）と●●（以下「乙」という）は、甲の管理する多摩川緑地や多摩川及びその周辺（以下「多摩川緑地等」という。）の魅力向上等に向けた活動に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、多摩川緑地等において、川崎市新多摩川プランの趣旨に鑑み、乙が実施する河川空間の新たな利活用による多摩川緑地等の魅力向上等を行う活動（以下「魅力向上活動」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

### （協定の有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 有効期間が満了する日の2ヶ月前までに、甲、乙いずれからも特段の意志表示がないときは、1年間更新するものとし、以降も同様とする。

### （魅力向上活動及びその支援等）

第3条 本協定の有効期間中、乙は次条に定める魅力向上活動を実施し、甲は次条に定める魅力向上活動の支援等を実施する。

### （魅力向上活動及びその支援等の内容）

第4条 乙が行う魅力向上活動及び甲が行うその支援等の内容は、以下のとおりとする。なお、乙の活動の具体的な内容については、甲の協力のもと、乙が自ら定めるものとする。

甲

- （1）魅力向上活動の支援や指導
- （2）他の魅力向上活動に関する情報の提供
- （3）効果的・効率的な魅力向上活動の検討支援
- （4）その他必要な活動

乙

- （1）魅力向上活動の企画・運営
- （2）魅力向上活動の広報活動
- （3）効果的・効率的な魅力向上活動の検討
- （4）その他必要な活動

### （活動の計画及び報告）

第5条 乙は実施する魅力向上活動について、実施する2カ月前の月末日までに活動計画書を提出するものとする。

2 甲は前項の規定に基づく活動計画書により都市公園法に基づく許認可手続き等の支援を行う。

- 3 乙は甲に提出した活動計画書に基づき魅力向上活動を実施する。乙の実施する魅力向上活動に関する疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、対応を決定する。
- 4 乙は当該年度の活動報告書を年度末までに甲へ提出するものとする。甲は提出された活動報告書を確認し、必要な助言等を行うことができる。

(広報活動)

第6条 乙は第4条に基づき魅力向上活動の様子を撮影し、広報活動に努めるものとする。広報活動を行う場合は、被写体の肖像権やプライバシー等に留意するとともに発信内容に関して、甲は必要な助言等を行うことができる

- 2 広報活動をはじめ魅力向上活動の過程において作成される著作物の著作権は、当該著作物を創作した当事者に帰属する。

(協定の解除)

第7条 甲は、乙の魅力向上活動が次の各号に該当する場合、協定の解除をすることができる。

- (1) 前各条に定める事項を守らなかったとき。
  - (2) 法令等に違反したとき。
  - (3) その他特別な理由があるとき。
- 2 特別な理由があるときは、甲、乙は協議の上、協定の解除をすることができる。

(履行)

第8条 甲、乙は、本協定書の各事項について誠意をもって履行するものとする。

(その他の事項)

第9条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
川崎市長 福田 紀彦

乙

(様式2)

## 多摩川緑地等における活動報告等

## 1 これまでの活動実績

## 活動の目的・概要等

主な活動実績		
年月日	場所	内容

2 構成員名簿

役職	氏名	住所	電話番号
代表者			
代理人			

※必要に応じて、改行や任意様式の添付等により活動報告等がわかるようにすること